## 日本と主要国のNPO制度の比較

## 松蔭女子大学教授 雨宮孝子

国	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
NPOの形態と	1 民法 3 4条の公益法人	1 各州の非営利法人法にもとづ	1 公益信託	1 1901年法にもとづく届出	1 民法と各州法による登録社団
準拠法	2 特定非営利活動促進法にもと	く非営利法人(公益法人、共益	2 会社法にもとづく法人	非営利社団	2 民法と各州法による財団
	づく特定非営利活動法人	法人、宗教法人など)	3 人格なき社団	2 公益届出非営利社団	3 非営利目的の有限会社
	3 その他特別法(たとえば社会	2 各州の非営利法人法にもとづ		3 財団(公益財団、企業財団)	
	福祉法)にもとづく社会福祉法	く非営利団体(人格なき社団公	上記の団体はチャリティ法に従		
	人など	益信託など)	いチャリティの認定を受けた上		
	4 信託法66条にもとづく公益信	3 その他特別法にもとづく法人	で、チャリティコミッションに		
	託		登録		
所轄庁および	1 主務官庁による許可主義	1、2準則主義	準則主義	1 準則主義 県庁または郡庁へ	1 準則主義 一定の書類を区裁
設立の主義	2 所轄庁による認証	各州の州務長官に一定の書類	一定の要件に該当すれば、チャ	一定の書類を提出	判所に提出、社団登録簿に登
	3 所轄庁による認可または準則	を提出	リティコミッションにチャリティ	2、3は内務省が承認し、デクレ	録
	主義		登録ができる	により認可	2 寄付行為など州法にもとづく
	4 主務官庁による許可主義				手続きを経て、許可
					3 5万マルクで、有限会社を
					設立 準則主義
監督等	1 毎年、事業報告書、決算書な	年次報告書の作成	チャリティコミッションへの	管理、運営に異動があった場合	監督に関しては、州法で規定
	どを主務官庁に提出	非営利認定は連邦の内国歳入	事業報告書などの提出	定款の変更がある場合に3ヶ月	非営利有限会社は情報公開の
	情報公開の義務なし	庁	情報公開の義務あり	以内に県庁または郡庁へ届け	義務あり
	2 毎年、事業報告書などを所轄	情報公開の義務あり		なければならない	
	庁に提出				
	所轄庁、法人ともに情報公開の				
	義務あり				
収益事業課税	33種類は課税(ただし1は軽減	関連事業は非課税	収益事業は別会社をつくらせる	非関連事業は課税	租税通則法(AO)により税制優
	税率)2は普通法人と同率	非関連事業は課税	別会社からはチャリティへの寄		遇が認められる
			付は非課税		関連事業は非課税

公益寄付金	個人の一般寄付金控除なし	個人の場合は、所得の30%また	個人の場合、3年以上のコーベ	個人の場合、原則として、課税	個人の場合、年間所得の5%ま
控除	特定寄付金(指定寄付、特定公	は50%まで	ナントによるチャリティへの寄付	所得の1.25%まで控除	で控除(学術、文化などへの寄
	益増進法人、認可特定非営利	評価性資産の場合は、20%また	契約には、源泉徴収額がチャリ	法人の場合、年間売上高の0.3	付金は10%まで)
	活動法人への寄付については	は30%まで	ティに還付される	%まで控除できる	法人の場合、年間売上高と支払
	所得×25% - 1万円まで)	法人の場合、現金、評価性資産	その他給料天引き寄付が600ポ		い賃金の0.2%か、いずれか多
	法人の一般寄付金は、損金算	ともに、課税所得の10%まで個	ンドまで所得控除		い額
	入限度まで控除	人法人ともに 5 年間の繰越	法人の場合、単独寄付として1件		2000年税制改正で 4 万マルクま
	指定寄付金は全額控除		600ポンド以上500万ポンド		で寄付控除
	認定特定非営利活動法人およ		まで認められる。源泉徴収額が		財団新設に税制優遇
	び特定公益増進法人への寄付		チャリティに還付される		
	金は損金算入限度額の倍額ま				
	で		*		
			最新の税制改正で3年以上でな		
			くとも寄付が可能となった		